不二女子高等学校 校長 會田 一雄 養護教諭 小松 沙織

出席停止のお知らせ及び登校許可について

お子さまは、感染症のため学校保健安全法にもとづき、学校を休まれますようお知らせいたします。 この期間は出席停止とし欠席扱いではありません。外出を避け安静に過ごしてください。登校の際には、 医師に下記の登校許可証明書を記載していただき、学級担任へ提出してください。

〈学校保健安全法における感染症(抜粋)〉

【第一種】⇒治癒するまで出席停止

	病 名	出席停止期間			
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで			
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ病状が軽快した後1日を経過するまで			
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤によ			
第		る治療が終了するまで			
=	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで			
種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹(腫れ)が発現した後5日間を経			
	(おたふくかぜ)	過し、かつ全身状態が良好になるまで			
	風疹	発疹が消失するまで			
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた化)するまで			
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって伝染のおそれがないと認められるまで			
	溶連菌感染症	医師の指示によるが、治療開始後24時間を経過して全身状態が良け			
そ		れば登校は可能			
の	感染性胃腸炎(ノロウィルス)	医師の指示によるが、全身状態が良ければ登校は可能			
他	マイコプラズマ感染症				

【第三種】⇒症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 など

主治医殿

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、以下の登校許可証のご記入をよろしくお願いいたします。

登校許可証

不二女子高等学校 校長殿

	年 組	生徒氏名				
感染症 () により	月	日から	月	日まで
加療中でしたが、学校保健安全法	去の定めにより、感	染の恐れがな	いもの	と認め、	月	日より
登校することを許可します。						
年 月 日	医療	幾関名				